

53	福祉保健局	周産期医療の提供基盤の強化
事業概要	<p>1 目的            診療体制の整備された分べん環境や未熟児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業概要            (1) 周産期母子医療センターの運営（運営費等補助金、施設・設備整備費補助）            (2) 東京都母体救命搬送システムの運用（スーパー総合周産期センターの指定）            (3) 周産期搬送コーディネーターの配置            (4) 周産期医療ネットワークグループの構築            (5) 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）の指定            (6) 周産期医療情報ネットワーク            (7) NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援            (8) 多摩新生児連携病院の指定</p>	
これまでの経過	<p>○平成8年度 国周産期医療対策事業開始            ○平成9年度 都周産期医療協議会の設置、都周産期母子医療センター指定・認定、都周産期医療対策事業開始            ○平成10年度 新生児ドクターカーの配備（都立八王子小児病院）            ○平成12年度 多摩地域周産期医療連携強化事業開始            ○平成17年度 周産期医療施設オープン病院化モデル事業実施（平成19年度まで）            ○平成20年度 東京都母体救急搬送システムの運用開始（スーパー総合周産期センターの指定）、周産期連携病院の指定            ○平成21年度 周産期搬送コーディネーターの配置</p>	

現在の進行状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都母体救命搬送システムの運用 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター（スーパー総合周産期センター）」を3施設指定し、平成20年度から運用を開始した。</li> <li>2 周産期搬送コーディネーターの配置 総合周産期母子医療センターの管轄地域内では受入困難な母体・新生児搬送事例について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを平成21年8月から配置した。</li> <li>3 周産期医療ネットワークグループの構築 周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を構築し、妊婦（胎児）・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行う。現在のところ4グループの立ち上げを行っている。</li> <li>4 周産期連携病院の指定 地域において、ミドルリスク妊婦や休日・夜間等の妊産婦の緊急搬送に対応するため、周産期母子医療センターと連携して患者の受入れを担う「周産期連携病院」を8病院指定した。</li> <li>5 NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援 周産期母子医療センターにおけるNICUの確保を図るため、在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に実施し、支援するための検討を行っている。</li> </ol>		
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、周産期連携病院の指定や周産期医療ネットワークグループの構築を行い、患者のリスクに応じた医療提供の仕組みづくりを行っていく。</li> <li>・東京都母体救命搬送システム、周産期搬送コーディネーター事業について、周産期医療協議会等において検証を行うとともに、着実に取組を進めていく。</li> <li>・NICUの整備を促進するとともに、平成22年度から実施するNICUからの円滑な退院に向けた取組を支援するモデル事業を踏まえて検討を行っていく。</li> <li>・東京都の中長期的な周産期医療提供体制の整備指針として、「東京都周産期医療体制整備計画」（計画期間：平成22年度から5か年）を策定する。</li> </ul>		
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課	電話	03-5320-4378